

多摩マンション管理組合連絡会 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、多摩マンション管理組合連絡会（以下、連絡会という）が会則第3条六に基づいて設ける賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、外部関係者の連絡会に対する協力と理解を高めることにより、連絡会活動の推進に資することを目的とする。

(事業)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- ① 連絡会および連絡会会員との情報交換会等の開催
- ② 連絡会が作成又は発行する資料の提供
- ③ その他前条の目的を達成するための事業

(会員の資格)

第3条 賛助会員は、次の各号の要件を備える法人又は個人とする。

- ① 連絡会の活動に賛同し、連絡会事業の円滑な実施に協力するもの
- ② 連絡会の会長および理事会の指示、要請に応じられるもの

(加入)

第4条 賛助会員になろうとするものは、連絡会が定める入会申込書に記入、押印のうえ連絡会会長宛てに提出し、理事会の承諾を得なければならない。

(会費)

第5条 加入を承諾されたものは、年会費を納入することで賛助会員として登録する。

- ① 会費は当面、個人の場合年間1万円、法人の場合年間3万円とする
- ② 会費その他の額の変更については、連絡会理事会で決める

(退会)

第6条 賛助会員は、連絡会に届出て辞めるものとする。

(除名)

第7条 連絡会は、次の各号に該当する賛助会員を除名することが出来る。

- ① 連絡会の活動および事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- ② 会費の納入を怠ったとき（延納が半年以上となったとき）
- ③ 故意又は重大な過失により、連絡会の信用を失わせるような行為をしたとき、或いは、する恐れのあるとき
- ④ 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき

(その他)

第8条 賛助会員が第6条および第7条により資格を喪失しても既納会費等は返還しない。

第9条 賛助会員制度についての、本規則の変更や必要事項の追加等は連絡会理事会で決定する。